

## 令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 一宮市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	84.5	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.5	%
全職員	69.3	%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	100.0	%
本庁課長相当職	93.7	%
本庁課長補佐相当職	96.5	%
本庁係長相当職	96.7	%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	93.9	%
31～35年	91.7	%
26～30年	93.4	%
21～25年	91.2	%
16～20年	86.0	%
11～15年	90.8	%
6～10年	92.1	%
1～5年	80.8	%

#### 【説明欄】

- ・全職員に対する会計年度任用職員の割合が、女性が43.7%に対し、男性が13.9%のため差異への影響が大きい。
- ・扶養手当受給者は、男性の割合が81.2%と高いため差異への影響が大きい。
- ・1～5年の職員の中に管理職の男性医師が多くいるため、差異への影響が大きい。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。